

## ○逗子市地域づくり交付金交付要綱

平成26年4月1日

逗子市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市住民自治協議会等に関する要綱（平成26年2月24日施行。以下「住民自治協議会要綱」という。）第2条第3号に規定する住民自治協議会の円滑な運営及び活動を支援することを目的として、予算の範囲内において交付する逗子市地域づくり交付金（以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象団体は、住民自治協議会要綱第8条第2項の規定により認定を受けた住民自治協議会（以下「協議会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象事業及びその内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主事業 協議会の円滑な運営を図るための経費及び協議会が行う自主的な事業
- (2) 共通事業 協議会が共通で行う事業として市長が別に定める事業
- (3) 選択事業 協議会が市長が別に定める事業の中から選択し実施する事業

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付対象経費は、前条に規定する交付対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、交付金の交付対象としない。

- (1) 懇親及び飲食を主たる目的とする経費
- (2) 慶弔費及び他の団体等への負担金等協議会の運営及び活動に直接関係のない経費
- (3) その他市長が不適當であると認める経費

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、次に掲げる区分ごとに市長が別に定めた基準により算定した額を合算した額とする。

- (1) 自主事業費
  - ア 基礎額 全協議会に共通で交付する額

イ 世帯数加算額 住民自治協議会要綱第2条第1号に規定する地域の世帯数の差を補うために世帯数に応じて交付する額

(2) 共通事業費 共通事業の実施に係る経費として自主事業費のほかに加算が必要な場合に交付する額

(3) 選択事業費 選択事業の実施に係る経費として交付する額

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする協議会（以下「申請協議会」という。）は、地域づくり交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要があると認める書類

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたものについて交付金額を決定し、地域づくり交付金交付決定通知書（第2号様式）により申請協議会に通知しなければならない。この場合において、市長は、交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(交付金の変更交付申請)

第8条 前条の規定による交付金の交付決定を受けた申請協議会（以下「交付協議会」という。）は、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ地域づくり交付金変更交付申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付協議会は、事業等が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。この場合において、市長は、交付金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

(交付金の変更交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたものについて、地域づくり交付金変更交付決定通知書（第4号様式）により当該交付協議会に通知しなければならない。この場合において、市長は、交付

金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(交付金の請求等)

第10条 交付協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、地域づくり交付金交付請求書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付金の請求があったときは、遅滞なく交付金を交付するものとする。

(事業実績報告)

第11条 交付協議会は、年度終了後4月20日までに地域づくり交付金事業実績報告書（第6号様式）に収支決算書又は収支報告書その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事業の実績が交付金の交付決定の内容及びこれに付した指示又は条件に適合するものであるかを確認し、地域づくり交付金確定通知書（第7号様式）により確定した交付金の額を当該交付協議会に通知するものとする。

2 交付協議会は、前項に規定する交付金の額の確定により、当該交付金に余剰が生じたときは、当該余剰額を市に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を目的外又は不正に使用したとき。
- (3) 第7条後段及び第9条後段の指示又は条件に従わなかったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(交付金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合で、既に交付金が交付され、その額が当該事業等に係る交付すべき額を超えて交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を交付協議会に命じることができる。

(繰越処理)

第15条 第12条第2項の規定にかかわらず、交付協議会は、当該年度の決算において余

剰金が生じたときは、地域づくり交付金繰越協議書（第8号様式）により市長と協議して翌年度に繰越しすることができる。

- 2 交付協議会が繰越しすることができる額は、当該年度に交付決定を受けた交付金額の25パーセント以内とする。

（繰越承認）

第16条 市長は、前条第1項の規定による協議を受けたときは、その内容を審査し、その結果を地域づくり交付金繰越承認（不承認）通知書（第9号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、繰越しの承認に当たって、条件を付すことができる。

（積立処理）

第17条 交付協議会は、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、地域づくり交付金積立計画協議書（第10号様式）により市長と協議して積立金を設けることができる。

- 2 交付協議会が積み立てることができる額は、当該年度に交付決定を受けた交付金額の25パーセント以内とする。

（積立承認）

第18条 市長は、前条第1項の規定による協議を受けたときは、その内容を審査し、その結果を地域づくり交付金積立承認（不承認）通知書（第11号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、積立ての承認に当たって、条件を付すことができる。

（帳簿の整備）

第19条 交付協議会は、事業等の実施について必要な帳簿等を整備しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条の規定にかかわらず、交付協議会が設立された年度及び解散した年度における当該交付協議会に対する交付金の額は、市長が別に定める。

第1号様式（第6条関係）

地域づくり交付金交付申請書

年 月 日

逗子市長

住所又は所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

年度地域づくり交付金について、逗子市地域づくり交付金交付要綱第6条の規定により交付を申請します。

事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日（予定）	
交付金申請額		円
区分	自主事業費	円
	共通事業費	円
	選択事業費	円
交付希望時期	<input type="checkbox"/> 着手時 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

第2号様式（第7条関係）

地域づくり交付金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

逗子市長



年 月 日付で申請のありました 年度地域づくり交付金について、  
次のとおり決定したので、逗子市地域づくり交付金交付要綱第7条の規定により通知し  
ます。

		交付申請額	交付決定額
交付金の額		円	円
区分	自主事業費	円	円
	共回事業費	円	円
	選択事業費	円	円
交付時期	<input type="checkbox"/> 着手時 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
必要な指示又は条件			

第3号様式（第8条関係）

地域づくり交付金変更交付申請書

年 月 日

逗子市長

住所又は所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

年 月 日付で交付決定を受けた内容を変更したいので、逗子市地域づくり交付金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり申請します。

変更の理由及び内容		交付決定額	変更交付申請額
交付金の額		円	円
区分	自主事業費	円	円
	共通事業費	円	円
	選択事業費	円	円
交付時期	<input type="checkbox"/> 着手時 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
添付書類			

第4号様式（第9条関係）

地域づくり交付金変更交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

逗子市長



年 月 日付で変更交付申請のありました 年度地域づくり  
交付金について、次のとおり変更交付決定したので、逗子市地域づくり交付金交付要綱  
第9条の規定により通知します。

		交付決定額	変更交付申請額	変更交付決定額
交付金の額		円	円	円
区分	自主事業費	円	円	円
	共通事業費	円	円	円
	選択事業費	円	円	円
変更後の交付時期	<input type="checkbox"/> 着手時 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
必要な指示又は条件				



第5号様式（第10条関係）

地域づくり交付金交付請求書

年 月 日

逗子市長

住所又は所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

年度地域づくり交付金について、次のとおり逗子市地域づくり交付金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

交付決定額	円
既交付額	円
未交付額	円

振込先

金融機関名	
本店・支店名	
店番号	
預金種別	
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義人	

第6号様式（第11条関係）

地域づくり交付金事業実績報告書

年 月 日

逗子市長

住所又は所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

年度地域づくり交付金について、逗子市地域づくり交付金交付要綱第11条の規定により、次のとおり事業の実績を報告します。

事業の実施期間		年 月 日～ 年 月 日	
		(変更) 交付決定額	事業に要した経費の額
合計		円	円
区分	自主事業費	円	円
	共通事業費	円	円
	選択事業費	円	円
事業経過及び内容			
添付書類		<input type="checkbox"/> 収支決算書又は収支報告書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

第7号様式（第12条関係）

地域づくり交付金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

逗子市長 印

年度地域づくり交付金については、次のとおり交付金の額を確定したので、  
逗子市地域づくり交付金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

交付金確定金額 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

自主事業費		円
共通事業費		円
選択事業費		円

第8号様式（第15条関係）

地域づくり交付金繰越協議書

年 月 日

逗子市長

住所又は所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

年度地域づくり交付金について、年度に繰り越して使用したいので、  
逗子市地域づくり交付金交付要綱第15条第1項の規定により協議します。

繰越協議額 円

繰越理由		
繰越金の割合	年度 (変更) 交付金額 (A)	円
	繰越協議額 (B)	円
	割合 (B) / (A)	%
備考		

第9号様式（第16条関係）

地域づくり交付金繰越承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

様

返子市長 印

年 月 日付けで協議のありました 年度地域づくり交付金の繰越については、次のとおり決定したので、返子市地域づくり交付金交付要綱第16条第1項の規定により通知します。

1 次のとおり承認します。

繰越承認額	円
条件	

2 次の理由により承認できません。

--

第 10 号様式（第 17 条関係）

地域づくり交付金積立計画協議書

年 月 日

逗子市長

住所又は所在地

協議会名

代表者氏名

㊟

年度地域づくり交付金について、一部を積み立てたいので、逗子市地域づくり交付金交付要綱第17条第1項の規定により協議します。

積立協議額 \_\_\_\_\_ 円

積立理由等	理由		
	積立計画	次年度以降 積立計画	
		事業予定年度、 事業概要等	
積立の割合	年度（変更）交付 金額（A）		円
	積立協議額（B）		円
	割合（B） / （A）		%
積立保有 状況	既積立額（C）		円
	（B） + （C）		円
備考			

第 11 号様式（第 18 条関係）

地域づくり交付金積立承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

様

逗子市長



年 月 日付けで協議のありました 年度地域づくり交付金の積立については、次のとおり決定したので、逗子市地域づくり交付金交付要綱第18条第1項の規定により通知します。

1 次のとおり承認します。

積立承認額	円
条件	

2 次の理由により承認できません。

--

第 1 号様式 (第 6 条関係)

第 2 号様式 (第 7 条関係)

第 3 号様式 (第 8 条関係)

第 4 号様式 (第 9 条関係)

第 5 号様式 (第 10 条関係)

第 6 号様式 (第 11 条関係)

第 7 号様式 (第 12 条関係)

第 8 号様式 (第 15 条関係)

第 9 号様式 (第 16 条関係)

第 10 号様式 (第 17 条関係)

第 11 号様式 (第 18 条関係)